

経営安定関連保証5号（イ）の申請様式

■対象者

1. 八代市内に本店または主たる事業所がある※(1)中小企業者。
2. 経済産業大臣が指定した指定業種※(2)に属する事業を営んでいること。

※(1)法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実態のある事業所の所在地

※(2)業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号の対象業種

■申請に必要な書類

1. 八代市経営安定関連保証5号認定申請書

次ページを参考に事業者で該当する様式を選択してご利用ください。

2. 月別売上表

3. 八代市で事業を行っていることがわかる資料

法人の場合：①法人謄本または妙本（写し可）②事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などのいずれか所在地がわかるもの

個人の場合：①確定申告書の写し②開業届、事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などのいずれか所在地がわかるもの

4. 委任状（金融機関等代理人が申請する場合のみ）

■認定書の有効期間

認定書の有効期間は認定の日から30日です。

■時限的運用緩和について（新型コロナウイルス感染症）

申込み時点における最近1か月の売上高等が、前年同月に比べて5%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれる事業者についても認定できるよう運用が緩和されています。

■5号認定基準の弾力的運用

新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、各種支援策に伴う影響などのため、特段の事情があり、通常の認定基準があてはまらない方は、時限的運用緩和認定要件の「最近1か月」を「最近6か月」に読み替えて申請することが可能です。

※時限的運用緩和はセーフティネット保証4号の指定期間中実施されます

■創業者等運用緩和について

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業についても認定できるよう運用が緩和されています。

【運用緩和要件1】

最近1か月の売上高等が最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等より5%以上減少していること

【運用緩和要件2】

最近1か月の売上高等が令和元年12月の売上高等より5%以上減少しており、かつその後2か月間（見込み）を含む3か月の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍より5%以上減少していること

【運用緩和要件3】

最近1か月の売上高等が令和元年10月～12月の平均売上高等よりも5%以上減少しており、かつその後2か月（見込み）を含む3か月の売上高等が令和元年10月～12月の3か月の売上高等に比べ5%以上減少していること

■指定業種※(1)の売上等を確認して事業者ごとにご判断いただき、該当する様式いずれかを用いてご申請ください。

※(1)業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号の対象業種（中小企業庁）

通常の様式	<認定要件>最近3ヶ月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少していること		
	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合		様式第5-(イ)-①
	【兼業②】 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合		様式第5-(イ)-②
	【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている		様式第5-(イ)-③
認定基準緩和の様式	<認定要件>直近の売上高等とその後の見込みを含む3か月間の売上高等が前年同月比※で5%以上減少していること		
	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合		様式第5-(イ)-④
	【兼業②】 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合		様式第5-(イ)-⑤
	【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている		様式第5-(イ)-⑥
創業者等運用緩和の様式	<認定要件>下記の対象期間において売上高等が5%以上減少していること		
	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	①最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第5-(イ)-⑦
		②令和元年12月比較	様式第5-(イ)-⑧
		③令和元年10-12月比較	様式第5-(イ)-⑨
	【兼業②】 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合	①最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第5-(イ)-⑩
		②令和元年12月比較	様式第5-(イ)-⑪
		③令和元年10-12月比較	様式第5-(イ)-⑫
	【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている	①最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第5-(イ)-⑬
		②令和元年12月比較	様式第5-(イ)-⑭
		③令和元年10-12月比較	様式第5-(イ)-⑮

(参考) 指定業種の確認方法

1. 事業者が営んでいる業種の特定

「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂版）」において、該当する業種を特定します。

業種は 4 桁の業種番号（以下、細分類番号）とあわせて表示されます。

※日本標準産業分類は、すべての業種について分類するものですので、直接記載がなくても各業種に関する定義、例示に従って全ての業種を特定することができます。

2. 指定業種に該当するかの確認

中小企業庁ホームページより申請期間におけるセーフティネット 5 号の指定業種で、[1]で特定した細分類番号が指定されているか確認します。

